

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目 節
履行場所	京都市左京区岩倉中在地町 地内		
路線名又は河川名等			
委託業務名	中在地北公園現地測量等業務委託		
履行期間	契約日の翌日から90日間		
事業課(所)名	左京土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
前払金支出		単価地区	

京都市 建設局

チェック欄	
✓	✓

委 託 概 要

測量業務				式	1
現地測量	km2	0.005	補助基準点の設置	点	5
電子成果品作成	式	1	打合せ等(中間1回)	業務	1

委 託 理 由

本業務は、中在地北公園において測量を行い、公園トイレの更新に必要な申請を行うための基礎資料を作成するものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消費税相当額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覽）

単価使用年月	2025年3月
歩掛適用年月	2025年3月
基準適用年月	2025年3月
単価地区	2601: I 地区

業務委託料内訳書

業務名	中在地北公園現地測量等業務委託				業 項	種 目	測量業務 地形測量
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
地形測量		式	1				
現地測量		式	1				
現地測量		式	1				
現地測量(作業計画)		業務	1				内 1号
現地測量	縮尺1/500, 都市近郊/丘陵地	(km2) 式	(0.005) 1				内 2号
基準点測量		式	1				
基準点測量		式	1				
4級基準点測量		式	1				
補助基準点の設置	市街地乙	点	5				
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
安全費		式	1				
安全費		式	1				

業務委託料内訳書

業務名	中在地北公園現地測量等業務委託				業 項	種 目	測量業務 直接経費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費(測量)		式	1				
共通		式	1				
共通		式	1				
打合せ等		式	1				
打合せ	中間1回	業務	1				内 3号
直接測量費		式	1				
間接測量費		式	1				
諸経費		式	1				内 4号
測量業務価格		式	1				
消費税相当額		式	1				
測量業務費		式	1				

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	現地測量(作業計画)						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	現地測量(作業計画)		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	現地測量	縮尺1/500, 都市近郊/丘陵地					
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
作業計画			(km2) 式	(0.005) 1			
細部測量			(km2) 式	(0.005) 1			
数値編集			(km2) 式	(0.005) 1			
数値地形図データファイルの作成			(km2) 式	(0.005) 1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	打合せ	中間1回					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	打合せ		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	諸経費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費		式	1			
諸経费率		%				
諸経費		式	1			
調整額						
合計						

特記仕様書

委託業務名：中在地北公園現地測量等業務委託

履行場所：京都市左京区岩倉中在地町 地内

第1条（適用範囲）

本業務委託の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務委託必携（令和7年2月京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとする。

※京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>

第2条（電子納品）

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月版）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

- 2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で1部提出するとともに、製本版1部〔報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部〕を納品する。
- 3 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウィルス対策を行い提出すること。

第3条（業務の目的）

本業務は、中在地北公園において測量を行い、公園トイレの更新に必要な申請を行うための基礎資料を作成するものである。

第4条（業務内容）

測量業務共通仕様書（案）第105条（測量の基準）

測量業務の作業項目は、以下のとおりである。

細別	名称・規格	設計条件
現地測量	現地測量	1/500 都市近郊 ／丘陵地
	細部測量	
	数値編集	
	データファイルの作成	
補助基準点の設置		

現地測量は、既存構造物については形状、寸法、材質及び標高等を詳細に記入するものとする。

第 5 条（打合せ等）

測量業務共通仕様書（案）第 112 条（打合せ等）

- 1 業務における打合せは、業務着手時に 1 回中間打合せ 1 回、成果品納入時に 1 回の合計 3 回行うものとする。
- 2 業務着手時及び成果物納入時には、主任技術者が立合うものとする。

第 6 条（文書による変更手続き）

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実にを行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第 7 条（成果物の照査）

本業務における測量業務の照査については、成果品を取りまとめるに当たって、測量図、数量計算書等について、それぞれ及び相互の整合を確認するうえで、確認マークするなどして、わかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を原則として実施する。

また、照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示するものとする。

なお、赤黄チェックの根拠となる資料は、成果物として提出する必要はない。

第 8 条（工程管理）

令和 7 年 9 月末までに測量業務成果を本市他部署に提出する必要があるため、その期日に合わせた工程管理を行うこと。

位置図

